

## 減損損失の認識の判定

企業会計ナビチーム 公認会計士 浦田千賀子



### ▶ Chikako Urata

監査部門に所属し、ホテル業、小売業の監査などの会計監査に携わる傍ら、雑誌への寄稿やセミナー講師も行っている。また、当法人ウェブサイト（企業会計ナビ）の編集委員として、会計情報の外部発信業務にも従事。主な著書（共著）に、『図解でスッキリ 収益認識の会計入門』『3つの視点で会社がわかる「有報」の読み方（最新版）』（いずれも中央経済社）などがある。

当法人ウェブサイト「企業会計ナビ」で発信している記事のうち「わかりやすい解説シリーズ『減損会計』第4回：減損損失の認識の判定」を紹介します。

▶ [www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting](http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting)

### I 減損損失の認識の判定

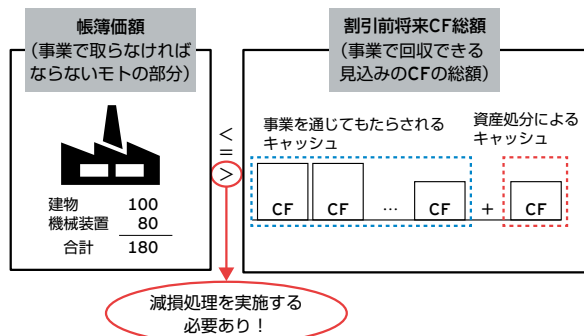
減損損失の認識の判定とは、減損の兆候のある資産又は資産グループについて、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フロー総額を比較して、減損を実施するか否かを判断することです。

減損損失は将来キャッシュ・フローの見積りに依存し、かつその見積り自体が、経営計画などの経営者の判断に基づくため、特に経営者の主観に左右されると考えられます。そのため、この認識ステップを経由し、減損の存在が相当程度に確実かを判断した上で、減損の測定を実施するか否かを決定します。

減損損失の認識は、＜図1＞のように行われます。

このように、固定資産の帳簿価額と、将来キャッ

▶ 図1 減損損失の認識の判定



シュ・フローの割引前の総額を比較し、固定資産の帳簿価額の方が大きければ、減損処理を実施する必要があると判断されます。

### II 割引前将来キャッシュ・フローの算定

ここで重要になるのが、割引前将来キャッシュ・フローの算定です。注意すべき要素は以下の2点です。

#### 【ポイント】

- ① 見積期間（いつまでを見積期間とするか）
- ② 見積方法（どのようにして行うか）

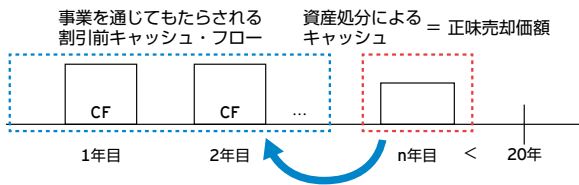
#### 1. 割引前将来キャッシュ・フローの見積期間

割引前将来キャッシュ・フローは、資産の経済的残存耐用年数まで見積もることを基本的な考え方としています。

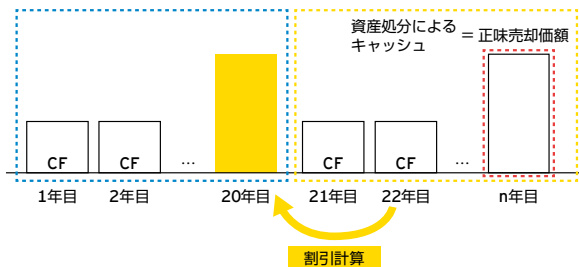
ただし資産の中には、土地のように使用期間が無限になり得るものもあるため、その見積期間を制限する必要があることや、一般に、長期間にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性が高くなることから、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第18項（以下、適用指針）では、資産又は資産グループの主要な資産の耐用年数が20年を超えるか否かにより、計算方法が異なるとされています（＜図2＞＜図3＞参照）。

主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超えない場合、経済的残存使用年数が経過した時点（＜図2＞n年目）における主要な資産の正味売却価額を、当該経済的残存使用年数までの割引前キャッシュ・フローに加算します。

▶ 図2 資産又は資産グループの主要な資産の耐用年数が20年を超えない場合



▶ 図3 資産又は資産グループの主要な資産の耐用年数が20年を超える場合

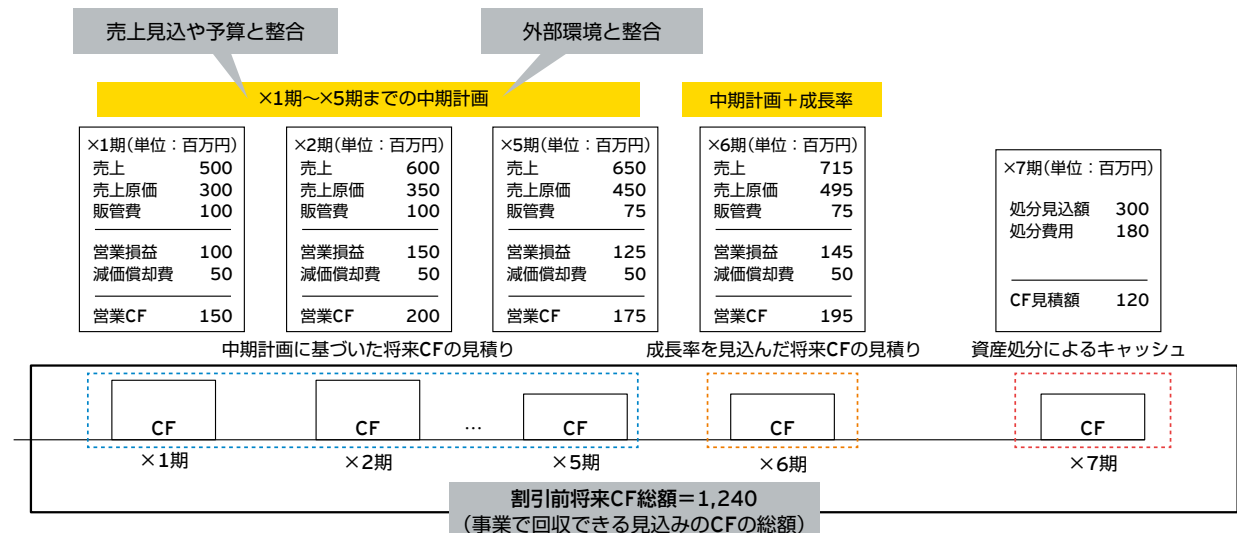


主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合、21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローに基づいて算定された20年経過時点（＜図3＞黄色点線）における回収可能価額を、20年目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算します。

## 2. 割引前将来キャッシュ・フローの見積方法

以下の例で、割引前将来キャッシュ・フローの具体的な見積方法について見ていきましょう（＜図4＞参照）。

▶ 図4 割引前将来キャッシュ・フローの見積方法



### ＜前提条件＞

- ▶ 会社は、×1期～×6期まで、資産を利用することを予定している（×7期に処分予定）。
- ▶ 会社が作成している中期計画は、×1期～×5期の期間である。なお、中期計画は、会社の経営環境や予算等と整合した情報に基づいて作成されている。
- ▶ ×3期、×4期の営業CFはそれぞれ200とする。
- ▶ ×6期は、成長率が10%としている。従って、売上、売上原価の発生額が×5期の10%増との仮定を置いている（販管費は一定とする）。

適用指針第36項では、減損損失の認識に用いられる将来キャッシュ・フローを、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もるとされています。その際に留意すべき点として、以下の点が挙げられています。

- ① 経営環境などの外部要因や、売上見込み、予算などの内部の情報と整合した数値を前提として作成された中長期計画に基づいて見積りを行う（＜図4＞×1期～×5期）
- ② 会社に中長期計画が存在しない場合も、経営環境などの外部要因や、売上見込み、予算などの内部の情報に基づいて見積りを行う
- ③ 中長期計画の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローを算定する場合、計画に基づいた一定の成長率を仮定した上で見積りを行う（＜図4＞×6期）
- ④ 将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、現金基準のほか、発生基準に基づいて見積もった金額に減価償却費などの重要な非資金損益項目を加減した金額を使用することができる（＜図4＞×1期～×7期の簡易P/L）